

「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

1. 所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみに支給する「一部支給」があります。このたび、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額を表のとおり引き上げます。

扶養する 児童等の数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)		一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)	
	令和6年10月分まで	令和6年11月分から	令和6年10月分まで	令和6年11月分から
0人	49万	69万	192万	208万
1人	87万	107万	230万	246万
2人	125万	145万	268万	284万
3人	163万	183万	306万	322万
4人目以降の 加算額	38万	38万	38万	38万

2. 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

	令和6年10月分まで	令和6年11月分から
全部支給	6,450円	10,750円
一部支給	6,440円～3,230円 (所得に応じて決定されます)	10,740円～5,380円 (所得に応じて決定されます)

○児童扶養手当受給資格者の方

令和6年度現況届または所得状況届を提出されている方は、手続きは必要ありません。審査結果通知を10月末頃に発送しますのでご確認ください。

○所得超過のため児童扶養手当の申請をしていない方

前年所得が変更後の所得限度額未満となる方は、支給対象となる場合があります。申請が必要となりますので、子ども福祉課までお問い合わせください。

※今回の改正に併せて、あま市遺児手当についても同様に所得限度額が引き上げられます。

問合せ 子ども福祉課 ☎444・3173 FAX443・2571

ARモーションペイパの使い方

- ①スマートフォンに「MotionPaper」アプリをインストールします。
- ②スマートフォンのカメラを起動し、広報あま表紙の二次元コードを読み込みます。
- ③「MotionPaper」が表示されるためタップし、読み込みが100%になるまで待ちます。
- ④表示が100%になった後、表紙の写真にスマートフォンをかざすと映像が流れます。

問合せ 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351